

# KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんふお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしています。

## 注意喚起

## インターネット・バンキングを悪用した 預金の不正送金等による被害に注意!!

自宅のパソコンやスマートフォンからも取引ができる便利なインターネット・バンキング!

でも、**利用には注意が必要!** ウィルス攻撃や偽メール等の手口により、IDやパスワード等を盗み出し、利用者の知らないうちに、**預金の払出しや送金等の取引を実行する悪質犯罪が増加中。**

被害に遭わないために、**犯罪の手口を把握し、適切な対策を講じることが重要**です。

### ① 主な手口

#### スパイウェア※・ウィルス

※利用者の知らない間にインストールされ、利用者に関する情報を収集し、自動的に作成元へ送信するソフトウェア。

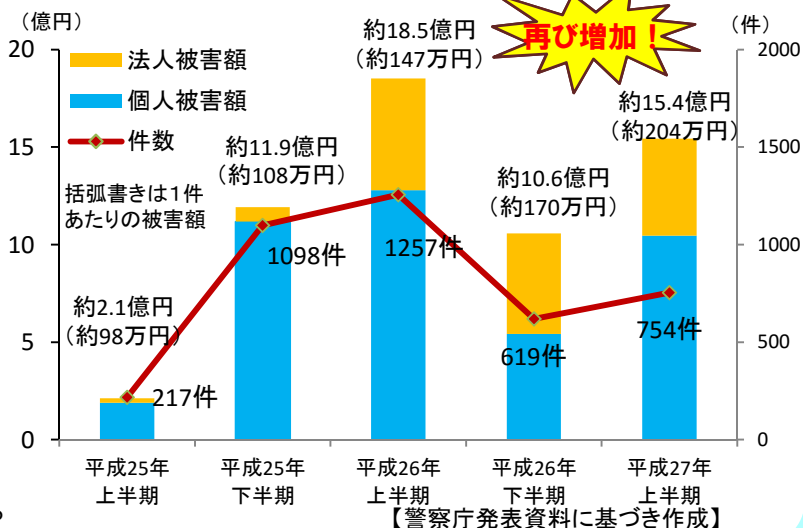
- 何らかの手段で利用者のパソコンをスパイウェアやウィルスに感染させた上で、利用者がインターネット・バンキングを利用する際、キーボード入力履歴の盗取、スパイウェアにより表示された偽画面への入力等を通じ、ID・パスワード等を取得し、口座から預金を不正に送金。

#### フィッシング

- 金融機関を装った偽メールを送る等の手口により、インターネット・バンキング利用者を偽のウェブサイトに誘導。誘導したウェブサイトで、ID・パスワード等を入力させて取得し、口座から預金を不正に送金。

### ② 最近の被害発生状況

- ◆ 不正送金事犯の発生件数及び被害額は、平成26年下半期に減少したものの、平成27年上半期に**再び増加**に転じています。
- ◆ **1件あたり被害額をみると、平成27年上半期は約200万円(前半期比120%)**となっており、年々増加傾向。
- ◆ 個人だけでなく、**法人の被害も多発**しており、**平成27年上半期の法人被害額は約5億円(全体の約32%)**となっています。



### ③ 被害に遭わないために(対策例)

- パソコンのOSやブラウザ等のソフトウェア、アプリはこまめにアップデート！
- セキュリティ対策ソフトを導入し、常に最新の状態に！
- 金融機関名によるID・パスワードの問合せ等メールは無視！（金融機関が、ID・パスワード等に関してメールで問い合わせたり、入力・認証手続きを求めることはありません。そのようなメールが届いた場合、直接金融機関に確認しましょう。また、添付ファイルを開けたり、リンク先をクリックしてはいけません。）
- ID・パスワードや乱数表の数字など重要な情報は、金融機関の注意喚起に基づき慎重に入力を！（なお、金融機関が乱数表数字を全て入力させることはありません。）
- 取引金融機関が電子署名やワンタイムパスワードなどのサービスを提供している場合は、積極的に利用しましょう！
- 不審な取引がないか、取引履歴をこまめに確認！
- 1日あたりの振込制限額を必要な範囲内で低く抑えましょう！

### ④ 主なチェックポイント

#### ● 金融機関からメールを受け取った場合



- ☑ 自分と取引のある金融機関か？（取引が無い場合は開封せずに削除しましょう。）
- ☑ いつもの内容と比較して、書式、記載振りなどに違いや違和感はないか？
- ☑ メール内容が「緊急」「重要」などと強調し、金融機関のWebサイトにログインする情報の確認や入力を求めているか？（この場合、偽メールの可能性が高い。）

#### ● 取引金融機関のWebサイトにアクセスする場合

- ☑ URLはいつもと同じか？画面の見た目に違和感はないか？見慣れない入力項目はないか？（偽画面か判断がつかない場合は、取引金融機関のホームページに掲載されている注意喚起を確認しましょう。）

### ⑤ 被害に遭ってしまった方へ

- インターネット・バンキングによる預金等の不正払出しについて、個人の被害者に対し、一定の要件(※)を満たした場合には、金融機関が被害を補償しています。

※①金融機関への速やかな通知、②金融機関への十分な説明、③捜査当局への被害事実等の事情説明等の要件を満たし、預金者が無過失である場合、補償の対象となります（詳細は取引金融機関にお尋ねください）。

- 被害に遭ってしまったら、警察や取引金融機関に直ちにご連絡を！  
（その他、全銀協等各団体の相談窓口や消費生活相談窓口等にも相談いただけます。）

（本件に関するお問い合わせ先）金融監督第1課 電話048-600-1146